

# 駿河台大学内部質保証システム

～「教育の質」保証を目指して～

*The Internal Quality Assurance System  
in Surugadai University*



**SURUGADAI  
UNIVERSITY**

# 駿河台大学内部質保証システム

## ～「教育の質」保証を目指して～

「ひとりひとりの歩幅はちがう。ときに並んで歩き、ときに手を引く。我々は学生に対し愛情をそそぎ、真の教育を実践する」。駿河台大学憲章に掲げられたこの表現は、「学生一人ひとりに対する愛情がなければ、真の教育はできない」という、私たちの教育に対する一貫した強い信念である建学の精神(愛情教育)を表したものです。

こうした教育の実現に向け、本学では、「内部質保証推進委員会」を教学部門及び法人部門が一体となった全学的な内部質保証(教育の質保証)に関する組織と位置付け、「駿河台大学内部質保証方針」の下、「全学レベル」、「組織レベル」及び「構成員レベル」といった各々のレベルにおけるPDCAサイクルを統括することで、全学統一の共通教育と魅力的な専門教育双方の実施を通じて、教育水準の質の維持・向上を推進しています。



# 駿河台大学内部質保証方針

## 1. 内部質保証に関する基本的方針

建学の精神である「愛情教育」の実現を目的として、「卒業認定・学位授与の方針」「教育 課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」に基づき、本学は自らの責任において、教育活動・研究活動等の諸活動が高等教育機関として十分に適切な水準であることを保証するため、恒常的且つ継続的に質の向上を図る。

## 2. 内部質保証推進委員会の権限・役割

内部質保証に対する全学的責任を負う統括組織として、「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」に基づき、「駿河台大学内部質保証推進委員会」を設置する。同組織は、定期的な自己点検・評価活動及び第三者による点検・評価活動の結果を学校法人駿河台大学の中期計画である「グランドデザイン」をはじめ、教育研究組織及び事務組織における諸活動等に適切に反映させることにより、全学レベル、組織レベル及び構成員レベルにおけるPDCAサイクルを機能させ、内部質保証システムの推進・向上を図るために、関連部局に対して指示する権限を有する。

## 3. 内部質保証体制における自己点検・評価活動

本学における学部・研究科・センター等の教育研究組織及び事務組織は、上記 2.に掲げた内部質保証に対する統括組織が定めた各点検・評価項目に従い、自己点検・評価を実施する。自己点検・評価作業においては、現状把握に基づき、長所・特色及び問題点を見出すなど、評価・分析を行うことで、不断の改善・向上を図る。さらに、内部質保証の適切性、妥当性及び有効性等に対する客観的検証のため、本学では、法令で定められた認証評価機関による認証評価の受審だけではなく、外部有識者等第三者による点検・評価も受ける。自己点検・評価活動に基づく最終的な評価結果については、全学的情報共有を図るとともに、大学公式 HP を通じて公表し、高等教育機関としての社会的責務を果たす。また、単なる情報共有にとどまらず、改善のPDCAサイクルを有効に機能させることを目的として、全学研修会、学部 FD・SD 会議等、定期的な組織的活動を通じて、本学の構成員である教職員個々人に対しても、教育活動・研究活動等に関する質保証の担い手としての自覚を促す。

## 4. 内部質保証体制のより一層の機能化・実質化の推進

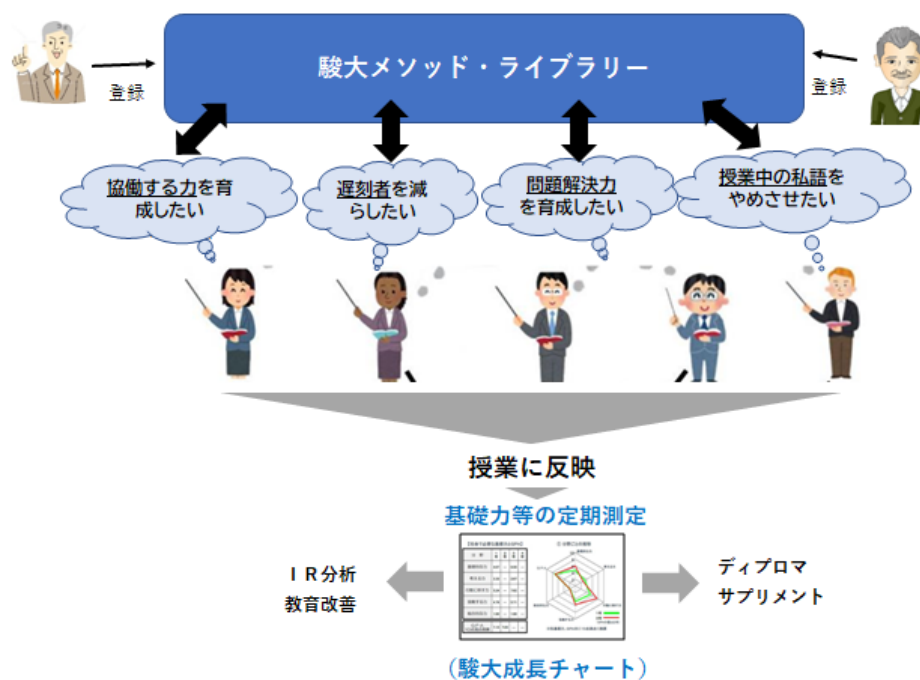
大学にとり最も重要なステークホルダーは学生である。大学は、「あらゆる学生が教育の有効性や学修成果を感じられるような学修者本位の大学づくり」を第一義的な目的として捉え、内部質保証体制の恒常的な見直しを行っていく必要がある。とりわけ、教育活動の主たる担い手である「教員の教育力向上」や教育の享受者である「学生自身による内部質保証体制への参画」、また、上記の目的到達の基底となるIRを中心とした「学内におけるEBPMの文化『化』」など、内部質保証体制のより一層の機能化・実質化の推進を図っていく。

2019/11/28 制定

2026/2/12 改正

# 「教育の質」保証に向けた様々な教育改善の取組み事例

## 【メソッド・ライブラリー】



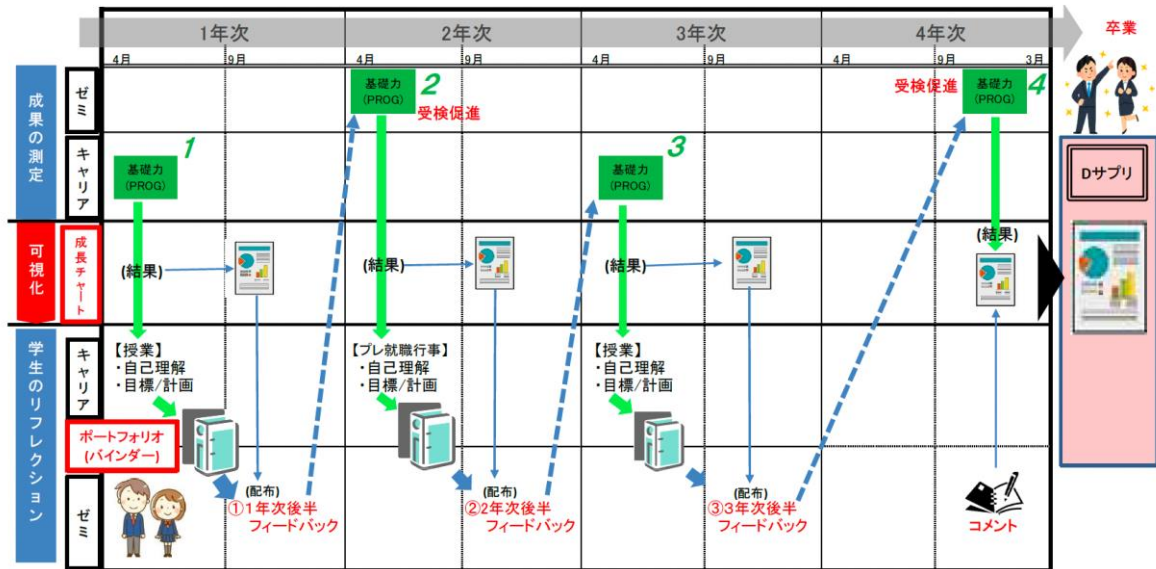
Moodleに個々の教員が持つ授業方法や工夫を広く集めて「駿大メソッド」として集約の上、全教員が必要な時に必要な情報にアクセスできる仕組み(ライブラリー)を構築。

## 【ラーニング・コモンズ(名称:テラス Terrace)】



アクティブ・ラーニングを促進する学修環境のより一層の充実化を目指して設置。

## 【PROG テストの全学年実施】



学修成果の可視化の改善を図るため、PROGテストを全学年対象に実施。1～3年次生に対しては春学期に実施（秋学期に駿大成長チャートを配布）し、4年次生に対しては秋学期に実施（卒業式にディプロマサプリメントを配布）。学生へのフィードバックは、1～3年次生に対しては春学期の授業（1年次生）及び動画資料（2・3年次生）を通じてPROGテストの結果について解説の上、秋学期に本学ポータルサイト（ポタロウ）での学修ポートフォリオに駿大社会人基礎力を表示。4年次生に対しては学位記授与式（卒業式）にディプロマサプリメントを配布。

## 【駿大成長チャート】

ポータルトップ・学修ポートフォリオ

学修ポートフォリオ [Spf008]

表示項目 すべて対象 表示 学修ポートフォリオ帳票出力

・学修度

駿大成長チャートで見る駿大社会人基礎力

直近4年度分の受験結果を表示しています。  
※ 回答数不足により無効となった要素がある場合、また未受験の場合は0点としています。


要素別得点 (10点満点換算)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
S1	基礎的な力 (言語処理力、非言語処理力、情報収集力)	8.0	10.0	0.0	0.0
S2	考える力 (論理的・多面的思考力、情報処理力、構想力)	6.7	9.3	0.0	0.0
S3	行動に移す力 (主体的行動力、自己統制力、自信育成力)	6.7	5.7	0.0	0.0
S4	協働する力 (コミュニケーション力、統率力、チームワーク力)	7.1	7.6	0.0	0.0
S5	総合的な力 (課題発見力、計画力、問題解決力)	3.8	5.2	0.0	0.0
S6	GPA	7.0	5.5	0.0	0.0

矢印をクリックすると項目メニューが開閉できます。

ディプロマポリシーに掲げられている駿大社会人基礎力について成長チャートによって可視化（各年次のPROGテストの点数とGPAをもとに駿大社会人基礎力の点数を算出）。

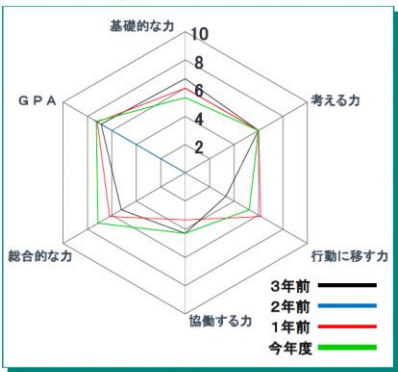
# 【ディプロマサプリメント】

11200\*\* ○○○○  [FA]

### ① 分野ごとの推移

分野	3年前	2年前	1年前	今年度
基礎的な力	6.67	0.00	6.00	5.33
考える力	6.00	0.00	6.00	6.00
行動に移す力	3.33	0.00	6.19	5.24
協働する力	4.29	0.00	3.33	4.29
総合的な力	5.24	0.00	6.19	7.14
<b>GPA</b>	<b>6.88</b>	<b>7.50</b>	<b>7.20</b>	<b>7.28</b>

※各基礎力、GPA共10点満点に換算



優れている力 (4年次 全学上位1/2)

1年次(3年前)と比べて伸びた力

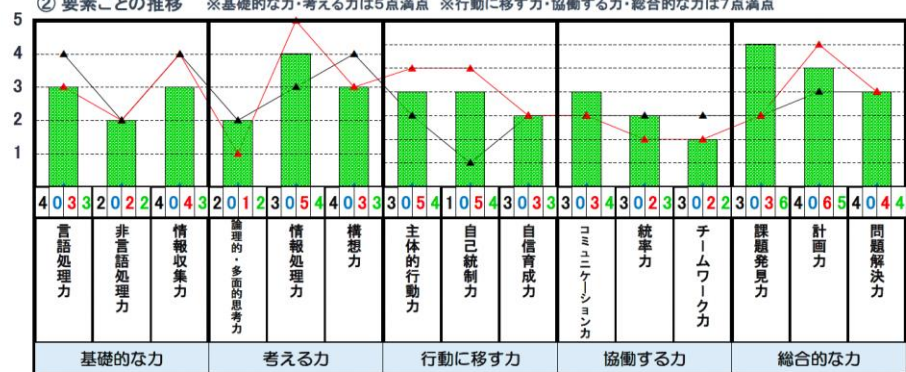
受賞歴、取得資格、課外活動記録等

その他

※ 回答数不足により無効となった要素は0点としています。無効となった要素がある基礎力についても0点とし、GPA以外は年次比較の対象とはしていません。  
※ PROGを受けていない年の各分野も0点としています。

### ② 要素ごとの推移

※基礎的な力・考える力は5点満点 ※行動に移す力・協働する力・総合的な力は7点満点



### ③ GPAの推移

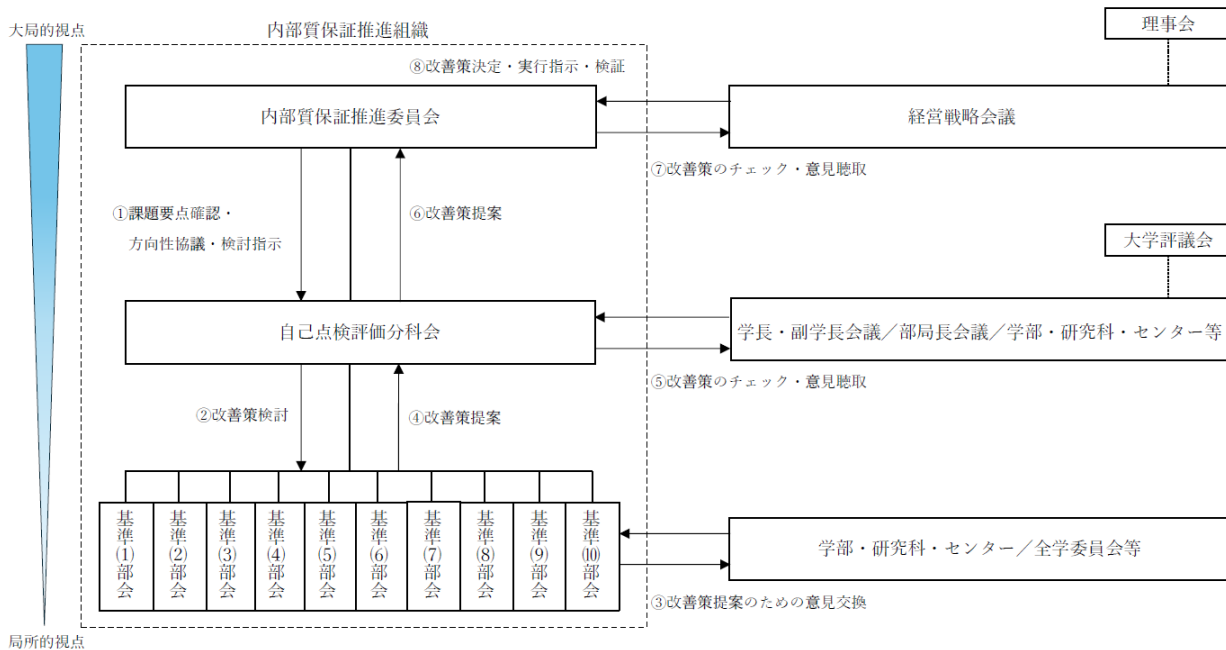
※4点満点

3年前	2年前	1年前	今年度
2.75	3.00	2.88	2.91

在学4年間に於ける社会人として必要な実践的スキル（駿大社会人基礎力）の修得状況を示す資料として「ディプロマサプリメント」を学位記授与式（卒業式）に配布。駿大社会人基礎力とGPAをもとに卒業生個々の学修成果について様々な図表によって表示。駿大成長チャートをベースとし、受賞歴・資格・活動記録を記載。

# 内部質保証システムにおける改善プロセス

本学では、大学全体の目指すべき大きな方針である中期計画の着実な実行に向け、定められた内部質保証手続きに基づき、教育研究、組織運営及び施設設備等の総合的な状況について、定期的な点検・評価を行い、その結果を大学全体や学部等の組織に対する改善支援に活用することで、「教育の質」を保証しています。



本学は、駿河台大学内部質保証推進委員会規程に基づき、大学の改善体制をより有効に機能させるため、上記内部質保証推進委員会の下に、自己点検評価分科会及び基準部会を設置しています。同会構成員は、学長、副学長、法人局長、事務局長及び経営企画部長等とし、内部質保証推進委員会の指示に基づき、「自己点検評価の内容に関する進捗状況の管理」及び「認証評価機関からの指摘事項等に対する対応と改善状況のチェック及び報告」等を行うことにより、教育活動や研究活動等の諸活動について、恒常的且つ継続的な改善を図る仕組みを整備しています。

第2条 本学における教育活動・研究活動等の諸活動を恒常的且つ継続的に改善させるため、内部質保証に対する全学的責任を負う組織として、駿河台大学内部質保証推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会の下に駿河台大学自己点検評価分科会（以下、「分科会」という。）を置き、同分科会に各大学基準に対応することを目的とした部会を設ける。

第5条 委員会は、内部質保証の推進、内部質保証に係る自己点検評価、認証評価機関による大学評価（以下、「認証評価」という。）及び外部の第三者による評価等に関して必要な事項をつかさどる。